

# 秋田市木質バイオマス原材料出荷等奨励金の概要

## 1 奨励金の趣旨

森林施業で生じる間伐材の森林内への留置を防止することにより、自然災害による下流域に及ぼす被害を抑制するとともに、森林所有者等による木質バイオマス資源としての有効利用を推進するため、木質バイオマス原材料の出荷に対し、奨励金を交付するものです。

## 2 交付対象者および奨励金の額

奨励金の交付対象者および奨励金の額は、次のとおりです。

### (1) 交付対象者

市内に住所を有する森林組合および林業事業者

### (2) 奨励金の額

1トン当たり2,000円以内

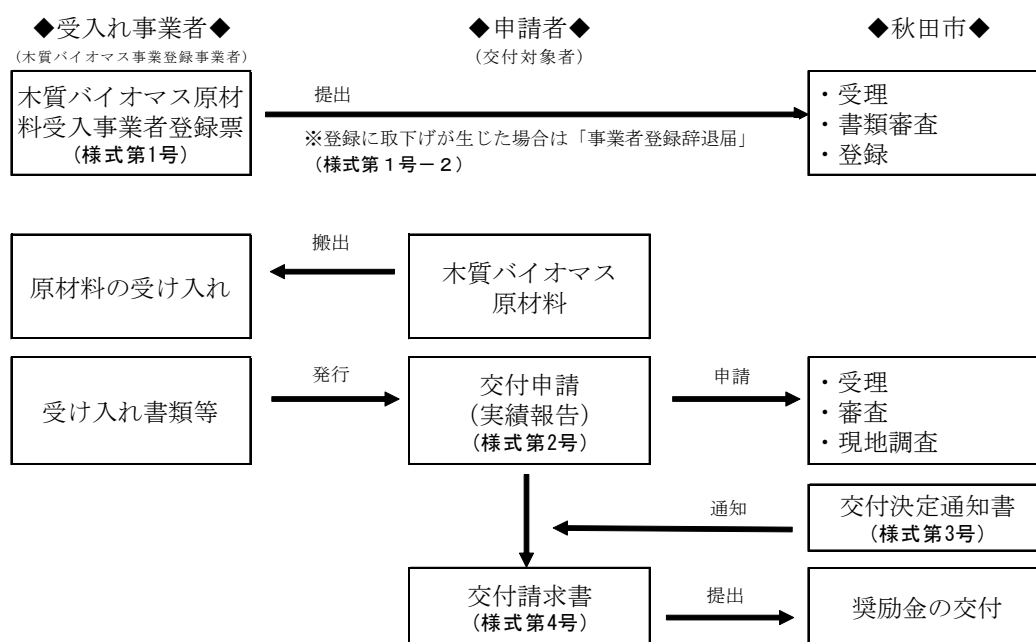
※奨励金の交付は、市の予算の範囲内とし、予算を超える時は、申請額を交付できない場合があります。

## 3 交付要件

奨励金は、次のいずれにも該当する木質バイオマス原材料である場合に交付します。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）に定める秋田市地域森林整備計画の対象となる山林から搬出したものであること。
- (2) 森林法の定める許認可を受けて伐採したものであること。
- (3) 木質バイオマス事業登録事業者（木質バイオマス原材料受入登録事業者）が受け入れたものであること。ただし、木質バイオマス事業登録事業者自らが搬出したものも対象とする。

## 4 奨励金交付までの流れ



## 5 必要な書類等

### (1) 秋田市木質バイオマス原材料受入事業者登録

- 1) 秋田市木質バイオマス原材料受入事業者登録票（様式第1号）

### (2) 秋田市木質バイオマス原材料受入事業者登録辞退

- 1) 事業者登録辞退届（様式第1号-2）

### (3) 交付申請

- 1) 秋田市木質バイオマス原材料出荷等奨励金交付申請書（様式第2号）
- 2) 搬出箇所の位置図
- 3) 事業着手前の搬出場所の写真
- 4) 伐採および伐採後の造林の計画の適合通知書の写し又は届出書の写し
- 5) 木質バイオマス原材料を搬出した量を確認できる書類等の写し
- 6) 搬出状況、積込状況および搬入状況の分かる写真
- 7) 受け入れた木質バイオマス事業登録事業者が発行した受入書類等の写し
- 8) 収支を確認できる書類等の写し
- 9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

## 6 問い合わせ先

010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所

産業振興部 農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739

FAX 018-888-5736

email ro-agfr@city.akita.lg.jp